

チリの軍事支出

その構造と民政移行後の論争

浦部浩之

はじめに

軍事政権から文民政権への移行過程において、軍事予算の取り扱いがしばしば重要な政治争点となる。この点についてステパンは新生民主制の始動期における軍事予算の削減ないし増額は文民・軍部間の緊張増大ないし関係改善の作用をもつので、特別な注意を払う必要があると指摘している*1。また、オドーネルとシュミッターも、次の理由から民政移行期に軍事予算は厄介な問題になるとしている。すなわち、国民からは軍部に物質的に報いることへの反感が生まれるものの、軍事予算の削減は軍部の専門化を奨励するという目標と齟齬を来すばかりか、軍部の暴力的反応も引き起こしかねない*2。

1990年3月、16年半におよぶピノチェト軍事政権からエイルウィン文民政権に交替したチリにおいても、軍事予算をめぐる政府、与野党、軍部の間で注目すべき政治論争が見られた。国家政策の調整と決定は、予算編成をつうじて行なわれ

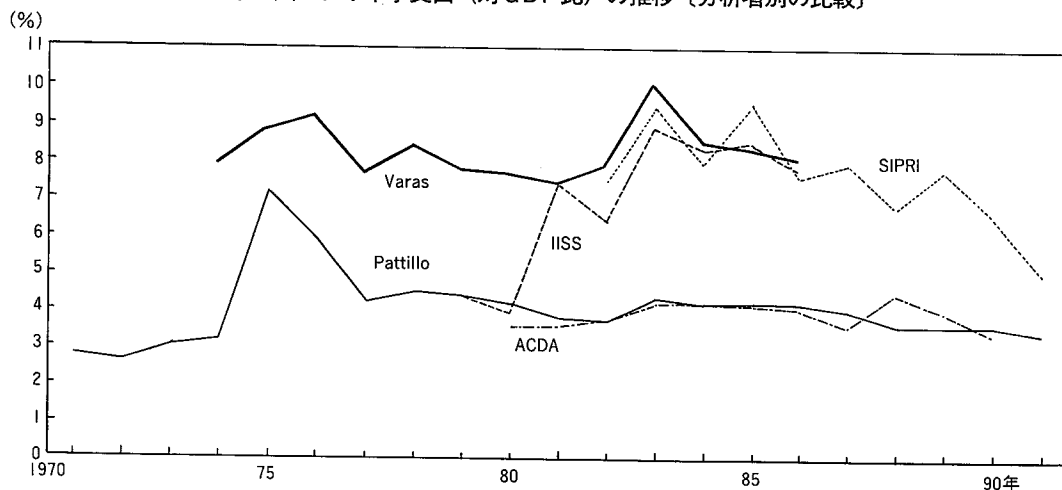
るものである。それゆえ、民政移行期の軍事予算の編成過程を分析することは、新生文民政権の国防政策や軍部への対応、あるいは文民・軍部関係を理解するために重要であろう。

本稿では、こうした視点からチリの軍事支出と軍事予算編成過程について考察する。まず、チリの軍事支出の特徴をとらえるとともに、軍政期に軍事支出がどのように推移してきたかを分析する。それを踏まえて、エイルウィン政権の4年間(1990年3月~94年3月)の軍事予算をめぐる論争を具体的に検討し、チリのかかえる軍事収支構造の問題点を指摘するとともに、若干の将来展望も行ないたい。

1 軍事支出の定義

ストックホルム国際平和研究所(SIPRI)は1990年のチリの軍事支出を11億8300万ドル(88年価格・交換レート)、対GDP比で5.0%としている*3。一方、英国国際戦略研究所(IISS)は同年のそれを7億5000万ドル(85年価格・交換レート)、対GDP比

第1図 チリ軍事支出（対GDP比）の推移〔分析者別の比較〕



〔出所〕 Pattillo, Guillermo, "Evolución y estructura del gasto de las fuerzas armadas de Chile 1970-1990," *Fuerzas armadas y sociedad*, vol. VII, núm.2 (abril-junio 1992), p.4 / Varas, Augusto, *Los militares en el poder : régimen y gobierno militar en Chile 1973-1986*, Santiago, Pehuén, 1987, p.98 / Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 1992 : World Armaments and Disarmament*, Oxford, Oxford University Press, 1992, p.268 / The International Institute for Strategic Studies (IISS), *The Military Balance 1987-1988*, London, Brassey's, 1987, p. 221 / U.S. Arms Control and Disarmament Agency (ACDA), *World Military Expenditures and Arms Transfers 1990*, Washington D. C., U.S. Government Printing Office, 1991, p.58.

で3.5%としている*4。

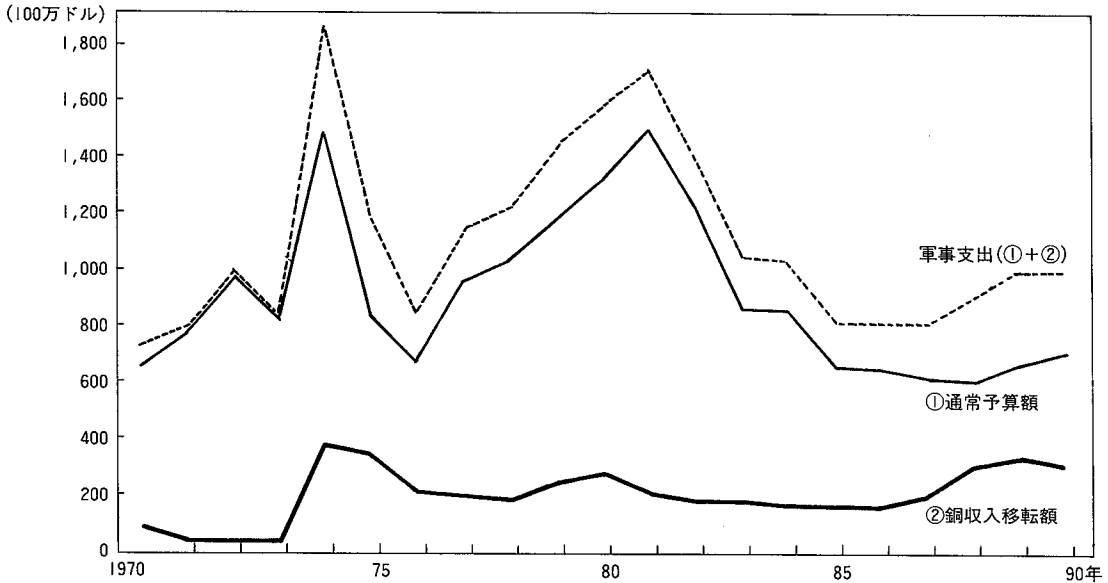
軍事支出を正確に把握することは困難である。まず、技術的な問題として、現地通貨を米ドル換算することにより名目額は各年の為替レートに影響される。また、為替レートの固定やインフレ昂進がある場合、数値と実態との乖離はさらに大きくなる。

しかし、根本的に重要なのは次の2点である。第1に、軍事支出の定義をいかに行なうかという問題がある。チリの例については以下に詳細に見るとおりであるが、国家のあらゆる支出のうちどの範囲までを軍事支出と見なすかを決定することは容易ではない。この決め方いかんで軍事支出は大きくも小さくも見える。第2に、国防政策は機

密性が強いものであり、軍事支出の詳細がしばしば意図的に不透明にされているという問題がある。フェルナンド・ブスタマンテによれば、チリにおいても伝統的に軍事支出の機密性は強く尊重されてきた*5。このことは、後述するとおり、チリではしばしば、軍部の資金が非公開の機密法に基づいて運用されている事実からも指摘できる。

しかしながら、複数の統計の比較検討や、具体的事実に基づく裏づけを慎重に行なうことによって、軍事支出の趨勢を全体的に把握することは可能である。第1図に、SIPRI, IISS, 米国軍備管理軍縮庁 (ACDA), 軍政期にチリ国防省顧問を務めたギジェルモ・パティジョ, 政治・軍事問題を専門とするラテンアメリカ社会科学研究所 (FLACSO)

第2図 チリ軍事支出（総額）の推移（1991年価格・交換レート）



(注) 軍事支出に警察軍・刑事捜査庁の支出は含まれない。

(出所) Pattillo, Guillermo, "Evolución y estructura del gasto de las fuerzas armadas de Chile 1970-1990," *Fuerzas armadas y sociedad*, vol.VII, núm.2 (abril-junio 1992), pp.5-6.

研究員のアウグスト・バラスがそれぞれ算出したチリの軍事支出（対GDP比）の推移を示した。

パティジョは軍事支出を、(1)国庫から通常予算をつうじて陸・海・空の三軍へ直接配分される資金総額と、(2)銅公社 (CODELCO) から三軍へ移転される資金総額の二つをもとに算出している。彼によれば、この他に、(3)三軍が経営に関与する軍事工廠の支出、および、(4)国防省管轄の関連諸機関、すなわち国家動員局（徴募局）、軍事地理院、海軍水路測量院、民間航空局、航空写真事業所の支出も軍事支出と見なされるべきものである。ただし、絶対額が少ないこと、繁雑さを避けることを理由に、第1図にある彼の算出額には(3)、(4)は含まれていない。

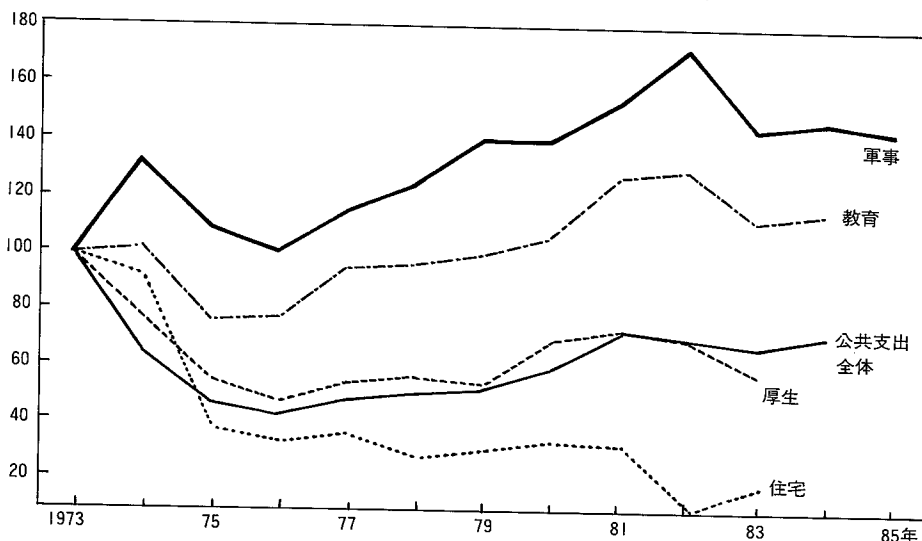
なお、(2)については後に詳述するが、チリでは1959年以来、CODELCOの収入の一部を軍部に移

転し、兵器購入に充当することが制度化されている（以下、「銅収入移転制度」と称する）。

一方、バラスは、上記(1)~(4)の他に次のものも加えて軍事支出を算出している。すなわち、(5)国庫から通常予算をつうじて警察軍と刑事捜査庁へ直接配分される資金総額、(6)退役軍人への社会保障費、(7)核開発調査費、(8)国外からの軍事援助をつうじて賄われる費用である。

第1図では取り上げていないが、ビクトル・ミジャンもバラスとほぼ同様の方法で軍事支出を算出している*6。ミジャンはさらに、情報が非公開であるために、軍政期に軍部が運営した諜報機関の活動費や、軍部が不動産などの所有物を売却することによって得た資金の使用が軍事支出に現われていないことを指摘している。また、兵器輸入に対しては免税措置がとられていることや、徴兵を

第3図 チリ公共支出の伸び率 (1973年=100)



(注) 軍事支出に警察軍・刑事捜査庁の支出を含む。

(出所) Varas, Augusto, *Los militares en el poder: régimen y gobierno militar en Chile 1973-1986*, Santiago, Pehuén, 1987, p.100.

雇用職員の代替労働力として軍内で使用できることにより、軍事支出が間接的に低く抑えられていることにも注意を促している。

なお、SIPRI, IISS, ACDA は軍事支出の算出方法を明示していない。しかし第1図によれば、ACDAの算出額はパティジョに、SIPRIのそれはバラスに類似している。

パティジョとバラスがそれぞれ定義する軍事支出の最大の相違点は、上記(5)、すなわち国内治安維持機関(警察軍と刑事捜査庁)の支出を軍事支出と見なすか否かである。これには、次のような非常に重要な意味がある。すなわち、ステパンが「軍部の新職業主義」と名づけた有名な理論にあるとおり、ラテンアメリカの軍部には、国家の発展に軍部自らが主体的に関与することによって国家の安全が保障されるという職業意識が定着している。そして、軍部はそれを根拠に、自己の役割は対外防衛のみならず国内の治安維持にもあると規定し

ている*7。パティジョとバラスの算出方法の差は、この点に密接に関連しているのである。対外防衛機能の観点から軍事支出を検討するのであれば、国内治安維持に関する支出を軍事支出から除外する方が分析上の歪みが少ない。しかし、チリ軍部の思想には「新職業主義」がある。たとえば、ピノチェト政権の中枢である執政評議会は陸・海・空・警察の四軍の司令官で構成されていた。今日でも、警察軍と刑事捜査庁は国防省の管轄下にある。それゆえ、国内治安維持機関の支出を軍事支出から無条件に排除することは、必ずしも適切ではない。このことはチリをはじめラテンアメリカの軍事支出を分析する際には十分留意すべき点である。

2 軍事支出の性格と推移

次に、1970年代以降のチリの軍事支出の推移に

ついて検討したい。第2図は、70年から90年までの軍事支出総額の推移、第3図は73年を100とした公共支出の伸び率を示している*8。

第2図から看取されるとおり、1974年を境に軍事支出は急激に伸びている。まず、通常予算における軍事予算が拡大された。また、銅収入移転制度に後述のとおり、重大な修正が施されたため、これに基づく軍部の収入も増大した。つまり、クーデター（73年9月11日）によって政権に就いた軍部は、予算配分や立法の裁量権を独占的に掌握することにより、自己の資金的取り分を拡大したのである。

軍部が軍事部門への公的資金の投入に政策上の高い優先性を与えていたことは、第3図からも明らかである。つまり、1974年以降、アジェンデ政権期の経済混乱の収束を目的とする公共支出抑制政策が採用されるなかで、軍事支出だけは例外的に拡大した。

さて、1970～80年代の軍事支出は以下の要因に規定された。第1は、経済パフォーマンスである。チリのGDP成長率は、クーデター後の引締政策の影響で75年には-12.9%まで落ちた。その後、経済は再建され、78年から81年までは毎年、5%台から9%台を記録した。しかし、82年には大不況が到来し、一気に-14.3%に転落した。第2図が示すとおり、軍事支出絶対額の増減の趨勢は、GDP成長に符合している。

第2の要因は、近隣諸国との関係である。チリは1973年から74年にかけてペルーとの、また、77年から78年にかけてアルゼンチンとの間に軍事的緊張を抱え、北部国境地帯、そして南部のビーグル海峡地帯に兵力を集結した。しかし80年代、とりわけチリ・アルゼンチン平和友好条約が締結された84年以降は、軍事的緊張が緩和の方向に転じた。こうした対外関係が軍事支出の増減に影響を

与えたのである。

以上のとおり、ピノチェト政権期に軍事支出の絶対額には増減が見られた。しかし、軍事部門の政策上の優先性は一貫して最上位に置かれた。16年半にわたる軍政期に軍部の資金的権益が拡大され、エイルウィン政権はその状況を受け継ぐなかで成立したのである。

3 民政移行後の軍事支出論争

民政移行にともない、予算編成の主導権は文民の手に移った。政府が予算案を編成し、国会がこれを審議・承認する手続きが復活したことにより、軍事予算あるいは軍事支出のあり方についての議論は大いに活性化された。以下に、それらの議論を争点別に3点に分けて考察する。

1. 銅収入移転制度

前述したとおり、チリでは銅公社（CODELCO）の収入の一部が軍部に移転され、この資金が兵器購入に充当されている。しかもこの制度は、官報を含めてどこにも公布されない機密の法律（以下、「銅収入移転機密法」と記す）に基づいて運用されている。したがって、同法の規定を一字一句確認することは不可能である。ただし、この制度のおおよその内容*9は公然の事実となっており、移転額についてはCODELCOの決算書から把握することができる。第2図が示すとおり、近年では三軍の収入全体のうちこの制度に基づく収入は4分の1ないし3分の1にのぼっている。この制度はチリの軍事収支構造の大きな特徴をなすものと言ってよい。

銅収入移転制度の大枠は法律第13,196号に定められている。同法の正確な制定日を確認することは不可能であるが、アレサンドリ政権初期の1958

年末ないし59年初めとされている*10。つまり、銅収入移転機密法はピノチェト政権が考案したものではない。

しかし、この制度の運用が拡大されたのはピノチェト政権期に入ってからである。法律第13,196号は当初、CODELCOが納める法人税の15%を、ただしこれが最低限度額850万ドルを下回る場合はこの最低限度額を軍部に移転するものと規定していた。この規定は1973年まで維持されていたが、軍部は政権を掌握した同年の末、これに重大な修正を施した。つまり、移転額の算出方式をCODELCOの売上10%へ、また、最低限度額を9000万ドルへと変更した。これにより第2図が示すとおり、この制度による移転額は大幅に増加し、軍部の収入全体のうちでも重要な割合を占めるようになったのである。

その後も、銅収入移転制度には数回の細部修正が施されてきた。いずれも機密法に基づくものである。とくに重要なのは1986年10月に制定された法律第18,445号であり、これによって最低限度額は1億8000万ドルまで引上げられた。

さて、銅収入移転制度をめぐる最大の論争は、軍事支出と社会支出との均衡のあり方と関連づけられて展開した。その契機は1991年6月、与党キリスト教民主党(PDC)の3議員がこの制度を修正する法案を国会に提出したことにあった*11。

修正案の要点は、第1に、CODELCOの「売上」の10%と規定されている現行移転額を「収益」の10%へ改定すること、第2に、陸・海・空軍に3分の1ずつ均等配分されている移転資金を警察軍と刑事捜査庁にも配分することである。修正案趣旨説明によれば、算出方式の改定によって約1億ドルの差額が生まれ、この差額分、すなわち軍事支出削減分を社会支出に振向けることが可能となる。また、配分先の変更は、当時問題となってい

た犯罪(とくに金品を目当てとする凶悪な強盗などの犯罪)の増加への対策としてである。

修正案提出を契機として銅収入移転制度に関する議論が活発化し、PDC、社会党、PPD(民主主義のための党)などの与党各党の議員や幹部からは、修正案趣旨に賛同する旨の発言が相次いだ。また、CODELCOの経営や競争力に悪影響を与えているとの観点から現行制度の改正に賛成する発言、あるいは、移転額に上限規定を設けてはどうかという発言もあった。

これに対してマルティネス海軍司令官は、「軍事支出は国防上の必要最小限度に抑えられており、修正案を提出した議員は是非、われわれ(軍部)に懇談を求めて欲しい」と発言し、陸軍、空軍筋からもマルティネス司令官と同じ見解である旨の表明がなされた。エイルウィン政権はその直後、官房長官談話をつうじて銅収入移転制度の改正の意思がないことを表明し、軍部への配慮を示した。談話の内容は、「いかなる軍事予算の削減も政府の方針ではない」という強い口調のものであった*12。

政府の反応に加えて、後述のとおり与党各党内でも軍事支出の削減の可否についての明確な合意が形成されていなかった。このため、修正案は結局、国会においては審議されずに終わった。ただし、フレイ政権発足(1994年3月)にともないCODELCO総裁に就いたビジャルスーは、軍事予算はすべて通常予算として国庫から拠出されるべきであるとの意見をもっていた*13。経営合理化を目的とするCODELCO改革は新政権の課題であり、今後、銅収入移転制度に関する新たな議論が生まれることも予想される。

なお、軍政期に約200の機密法が制定されたと見られている。法治国家にありながら非公開の法律が存在することが疑問視され、民政移行直後、上院に特別委員会が設置され、調査が行なわれた。

しかし、当面の民主化や国民生活の問題と比してこの問題の優先性は必ずしも高くないとの判断がなされ、調査は中断している。ある委員によれば、機密法の大半は、銅収入移転機密法の修正や兵器・軍事施設の購入・売却など、軍部の資金運用に関するものである*14。

2. 軍事予算の下限規定

ピノチェト政権は政権移譲の12日前(1990年2月27日)、「軍部に関する憲法組織法」(Ley Orgánica Constitucional de las Fuerzas Armadas)を駆け込み公布した。これには軍部の権益を保護する制度的枠組みがいくつか設けられている。とくに問題とされたのが将軍の任免権規定(第24~28条)で、その内容は次のとおりである。すなわち、将軍の昇・退官人事は各軍の司令官が決定し、大統領はそれを承認・発令する権限のみを保持する。エイルウィン政権はこれを文民統制の原則と相いれないものと見なし、その改正法案を国会に提出したが、野党の反対により成立しなかった。憲法組織法は憲法に次ぐ上位の法律であり、その改正には上下両院で総議員の7分の4以上の賛成が必要である。上位の法律が定める制度を改革することは立法制度上、そして与野党勢力構造上、容易ではないことに注意を要する。

さて、「軍部に関する憲法組織法」のなかで軍事支出に関する最も重要な規定は第96条である。これは軍事予算に下限を設けるものである。すなわち、同条は1990年度以降の軍事予算を、人件費については諸規則に基づく給与改訂・調整に反することなく、また、人件費以外の経費については89年度予算をインフレ調整した上でその額を下回ることがないように定めなければならないとしている。つまり、ピノチェト政権は予算編成権を文民に移譲する前に、軍部の資金的な既得権益を制度

的に固定したのである。

この規定は、民政移行後の予算編成に重要な制約を課すものであったが、先にも述べたとおり、エイルウィン政権は軍事予算水準の現状を凍結するの方針で一貫していた。軍部の憲法上の任務遂行のためには軍事支出は最低限度に抑えられており、その削減は不可能であるというのが、政府の示した公式見解である。したがって、この見解に基づけば政府は下限規定の撤廃構想を打ち出す必要性はなく、結果的に前政権が準備したこの規定は尊重された。

ただし、エイルウィン政権は軍事支出の将来的な削減の可能性を完全には否定しなかった。とりわけ、一部閣僚からは「国防上の必要性を犠牲にすることなく、軍事支出の一部を社会政策に回す努力をすべきである」といった見解(オミナミ経済相/社会党)、あるいは、「現地ではその状況にはないが、軍事支出、とくに銅収入移転制度に基づく支出はあまりにも大きく、これを貧困層のために振向けるべきである」といった見解(モリナ企画協力相/PDC)が、慎重な言い回しながらも率直に表明された*15。また、エイルウィン大統領もアルゼンチン訪問の際、両国の信頼醸成のために長期的には軍事支出削減の協調的努力を行なうべきであると述べた*16。しかし、下限規定見直しの作業は結局、エイルウィン政権によっては着手されず、この課題は将来に先送りされている。

3. 陸軍諜報局予算削減問題

民政移行後、国会における毎年の軍事予算審議で最も紛糾したのが、陸軍諜報局(DINE)予算をめぐる問題である。これは政府提出の予算案に対して与党の下院議員がDINE予算を削減する修正提案を行なったことに端を発し、与党連合内でも賛否が分かれて議論が白熱した。

これには次のような背景があった。すなわち、ピノチェト政権は政権移譲の17日前(1990年2月22日)、諜報機関である国家情報局(CNI)を解体し、その人員と情報文書を陸軍内部機関であるDINEに移転した。CNIはかねてから反体制派取締まりの中心的役割を果たしたと見られ、その人権侵害の責任を問う声が多くに左派勢力の間で強かった。修正案の内容は、CNIからDINEに異動した人員(以下、「元CNI職員」と記す)1119人分の人件費を軍事予算から全面削除することを求めるものである。つまり、この議論の中心は軍事政策そのものにあるのではなく、民主化の過程で噴出した軍部に対する反発のあらわれであった。削減されるべきと主張された予算額は、軍事予算全体の0.3%程度を占めるにすぎない。

最初の修正案は民政移行後初の予算審議が行なわれた1990年11月、政府提出の91年度予算原案に対してピセンテ・ソタ下院議員(PPD)から発議された。その内容は元CNI職員1119人分の人件費12億6820万ペソ(約400万ドル)を予算から削除するというものである^{*17}。この提案に対し、与党各党が賛意を表明したものの、野党各党は反対の立場をとったため審議が紛糾した。政府は、元CNI職員を4年間で段階的にDINEから退職させるとの計画を打ち出すことによってこの問題を決着させることを目指し、国会でこの計画を口頭説明するとともに、その第1段階として、提出済みの予算原案から元CNI職員約150人分の人件費を削除する追加修正案を提出した。社会党、PPD、急進党はこの追加修正案で妥協することを拒んだが、与党第一党のキリスト教民主党が野党各党とともに修正案を受け入れたため、結局、91年度予算案は追加修正を盛り込んで成立した^{*18}。

さて、翌1991年11月、政府は既定の方針にしたがって92年度予算案を提出した。すなわち、前年

分より約300人分をさらに削減した元CNI職員人件費が予算案に計上された。これに対し、ソタ議員は前年に引き続き、元CNI職員の人件費のすべてを削除する修正案を提出した^{*19}。

この修正案は結局、前年と同じく否決されたが、議論は再び白熱した。とりわけ、陸軍から「政府との間にDINE人員(元CNI職員)を段階的に削減するといういかなる合意も存在しない」との表明がなされたことは、議論に拍車をかけた。すなわち、政府は人員削減計画の実現可能性を厳しく追及され、ロハス国防相は結局、DINE職員の人事権は陸軍司令官に属するという苦しい答弁をした^{*20}。また、DINE職員による国内要人に対する諜報疑惑がちょうどこの時期に発覚したことも議論に大きな影響を与えた。

1993年、および94年度予算案の審議においても、既定の方針を維持する政府に対して、ソタ議員らから元CNI職員人件費の全額削除が提案され、議論の末、いずれも政府案が可決された。93年度予算の折衝の時期、ピノチェト司令官は下院議員団を招待して午餐会を開いたが、そこでこの問題も話題となったことが出席者筋から明らかになっており^{*21}、陸軍側も神経を尖らせていたことが窺える。一方、ソタ議員は93年度予算案審議において、計画に基づけば92年度以前に退職すべき元CNI職員約400人が実際にはDINEを退職していないとして激しく非難した^{*22}。

4 軍事支出に関する認識の位相

軍部、政府、そして与野党各派の軍事支出に関する見解をここで改めて整理しておきたい。

軍部の認識は、軍事支出が必要最小限度に抑えられているというものである。エンリケス国防参謀長は「軍部は政権にあったときから社会開発と

国内・対外安全保障との均衡を崩すことはなかった」と強調した上で、「今、軍事予算を削減するならば、軍部の存在と活動に必要な最低水準を満たさないことになる」と述べた*23。

各軍の司令官も、軍事予算の削減議論に反駁する発言を繰り返して行った。また、ピノチェト司令官が直接、予算折衝時に議員団に働きかけを行ったことは上述のとおりである。

一方、エイルウィン政権の方針は、軍事予算の現状凍結で一貫しており、これには軍部に対する配慮も窺える。ただし、将来的見直しの可能性は排除しないとの態度を極力示すことにより、民主政権としての特色を打ち出すことに努めた。一部閣僚から軍事予算の積極の見直しが提案されたことは上述のとおりである。

さて、与野党各党については、独立民主同盟(UDI)を除いて、現状の軍事支出の評価に関する党内合意が形成されていない。

野党(右派)では、UDIが軍部の立場を全面支持している。また、国民革新(RN)も党としては、軍部の主張と一致する見解を正式に表明している。ただし、RN内には「軍事予算について民主的に議論することをタブーとすべきではない」(ピニエラ上院議員)として、将来的見直しの可能性に含みを残そうとする声が若手の一部にあり、党内の意見は必ずしも一致していない。

与党各党内には上述のとおり、軍事支出の一部の社会支出への振向け、銅収入移転制度の改革を求める意見が存在する。また、軍部への反感から軍事予算の削減を主張する声も一部で根強い。しかし全体としてみれば、キリスト教民主党(PDC)の主張は政府とおおむね歩調を合わせたものである。また、社会党、PPDの両党内においても、抑止的対外防衛力の維持のためには軍事予算の削減は技術的に困難とする見解が少なからずあり、党

内合意は形成されていない。したがって、いずれの政党も軍事予算を削減するための具体的構想を提示したり、あるいは立法活動を行なうには至っていない。

おわりに

エイルウィン政権の任期満了を前に、ロハス国防相は4年間の軍事政策に関する総括演説を行ない、軍事予算の配分は国民的合意に基づいて遂行されたとの自己評価を行った。同時に、軍事支出に関する議論は開かれたものであるべきと訴えた*24。

確かに民政移行後、聖域化されていた軍事予算の編成権が文民に回復され、軍事支出について議論する舞台が形成された。このことの政治的意義は大きい。しかし、チリの軍事支出がピノチェト政権によって拡大されたこと、そして同政権が軍部の資金的な既得権益を固定する制度的枠組みを残したことは、これまでに述べたとおりである。

民政移行後、エイルウィン政権が取り組むべき政治的課題は多かった。とりわけ軍政期の人権侵害の解明と責任者処罰、軍部に対する文民統制の制度的確立は、文民・軍部関係の安定性を左右する非常に繊細な課題であった。仮に軍事支出を削減すべき正当で明快な論理が存在していたなら、文民・軍部関係の緊張要因がもう一つ加わるようになっていたかもしれない。

しかし現実には、少なくとも短期的には軍事予算の削減を困難化させるまったく非政治的な要因が存在した。第1に、軍事支出に占める人件費の割合が約7割にも達している*25。第2に、兵器購入や軍事産業振興のために行なった債務が後年度負担として残っており、その償還は早くとも2002年ないし2005年と見られている*26。つまり、チリ

の軍事支出には構造的な硬直性がある。政府が軍事予算水準の現状を凍結し、左派の社会党や PPD までがこれを容認したのは、軍事予算の削減が困難な理由を冷静に理解していたからでもある。あるいは、これが口実となって、軍事予算をめぐる軍部との摩擦が巧妙に回避されたと見ることも可能であろう。チリ経済が成長局面にあり、予算規模圧縮の必要性に迫られなかった事実も見逃せない。

とはいえ、目を国外に転じると、チリの軍事支出が拡大しているとの懸念が近隣諸国において根強い。たとえばアルゼンチンは、自国が民政移行後に継続して軍事支出を削減してきたと強く主張し、チリ、アルゼンチン両国がそろって軍事支出を削減できるかが懸案事項であると位置づけている^{*27}。

今日、ラテンアメリカ諸国は経済統合の推進とともに、安全保障分野でも新しい地域秩序の構築を模索している。すなわち、軍事協力の推進、兵器生産・移転の登録制度の確立、核・化学兵器廃絶の宣言などをつうじて相互信頼醸成のメカニズムを構築するとの構想が、各国間で具体的に協議されている。チリの将来の軍事支出のあり方は、軍事収支構造や文民・軍部関係などの国内事情に制約されながらも、こうした地域協調の潮流にも十分に調和するように定められることが要請されている。

* 1 アルフレッド・C・ステパン（堀坂浩太郎訳）『ポスト権威主義：ラテンアメリカ・スペインの民主化と軍部』同文館 1989年 104ページ（原著：Stepan, Alfred C., *Rethinking Military Politics : Brazil and the Southern Cone*, New Jersey, Princeton University Press, 1988）。

* 2 ギジェルモ・オドネル；フィリップ・シュミッター（真柄秀子・井戸正伸訳）『民主化の比較政治

学：権威主義支配以後の政治世界』未來社 1986年 99ページ（原著：O'Donnell, Guillermo; Philippe C. Schmitter, *Transitions from Authoritarian Rule : Tentative Conclusions about Uncertain Transitions*, Baltimore, Johns Hopkins University Press, 1986）。なお、本文中では広く流布しており「オドネル」と記す。

* 3 Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 1992 : World Armaments and Disarmament*, Oxford, Oxford University Press, 1992, pp.263, 268.

* 4 The International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance 1992-1993*, London, Brassey's, 1992, p.221.

* 5 Bustamante, Fernando, "Consideraciones comparativas sobre las determinantes del gasto militar," Guillermo Pattillo; Fernando Bustamante ; Miguel Navarro comps., *¿Cuál debe ser el gasto militar en el Chile de los 90?*, Santiago, Atena, 1991, p.119.

* 6 Millán, Victor, *Evolución del gasto militar en Chile : 1973-1985*, Santiago, CED, 1988, pp.8-15.

* 7 Stepan, Alfred, "The New Professionalism of Internal Warfare and Military Role Expansion," Alfred Stepan ed., *Authoritarian Brazil: Origins, Policies, and Future*, New Haven, Yale University Press, 1973, pp.47-65.

* 8 第2図では軍事支出に国内治安維持機関（警察軍と刑事捜査庁）の支出は含まれず、第3図ではこれが含まれている。ただし、各年の陸・海・空・警察軍、刑事捜査庁の5機関の支出構成比にほとんど変化はない。Varas, Augusto, *Los militares en el poder : régimen y gobierno militar en Chile 1973-1986*, Santiago, Pehuén, 1987, pp.86-87 をもとに算出。したがって、経年的推移の把握のためには、いずれを採用しても分析結果に大きな歪みはない。

* 9 以下は Pattillo, Guillermo, "Evolución y estructura del gasto de las fuerzas armadas de Chile 1970-1990," *Fuerzas armadas y sociedad*, vol.VII, núm.2 (abril-junio 1992), p.2/Pattillo, Guillermo, "El gasto militar de Chile en la década de los ochenta," Guillermo Pattillo ; Fernando

- Bustamante ; Miguel Navarro comps., 前掲書 42~44ページに基づく。
- * 10 パティジョは制定日を1958年11月29日、ナバハスは59年1月1日としている。Pattillo, 同上書 42ページ / Navajas Irigoyen, Fernando, *Chile : 90-92*, Santiago, Editorial Consilium, 1992, p.80.
 - * 11 Fuentes S., Claudio, “Debate en torno al gasto militar : nuevas perspectivas,” *Fuerzas armadas y sociedad*, vol.VI, núm.4 (octubre-diciembre 1991), p.34.
 - * 12 *El mercurio*, 27 de junio de 1991, p.C3 / *El mercurio*, 28 de junio de 1991, p.C3 / *El mercurio*, 29 de junio de 1991, pp.C1, C6.
 - * 13 “Cronología enero-marzo,” *Fuerzas armadas y sociedad*, vol.IX, núm.1 (enero-marzo1994), p.57.
 - * 14 Carvallo, Mauricio, “Las 200 leyes secretas,” *El mercurio(edición internacional)*, semana del 6 al 12 de mayo de 1993, p.6.
 - * 15 Fuentes, 前掲論文 32~33ページ。
 - * 16 *El mercurio*, 7 de agosto de 1991, pp.A1, A11.
 - * 17 *El mercurio*, 17 de noviembre de 1990, pp.C1, C8.
 - * 18 *El mercurio*, 28 de noviembre de 1990, pp.A1, A16.
 - * 19 *El mercurio*, 29 de noviembre de 1991, p.C4.
 - * 20 Fuentes, 前掲論文 26ページ。
 - * 21 *El mercurio*, 4 de agosto de 1992, pp.A1, A12.
 - * 22 *El mercurio*, 20 de noviembre de 1992, p.C2.
 - * 23 Fuentes, 前掲論文 24ページ。
 - * 24 Rojas, Patricio, “Balance del sector defensa 1990-1994,” *Fuerzas armadas y sociedad*, vol.IX, núm.1 (enero-marzo 1994) , p.46.
 - * 25 Pattillo, 前掲書 29ページ。
 - * 26 軍事問題専門家M氏とのインタビュー (1993年1月22日, 於:チリ・サンティアゴ)。
 - * 27 チリ駐在アルゼンチン大使の発言。*El mercurio*, 14 de enero de 1993, p.C2.

【付記】 筆者は1989年8月から93年2月まで、文部省国際交流派遣留学生(チリ大学国際問題研究所), および外務省専門調査員(在チリ日本国大使館)としてチリに滞在した。ただし、本稿は筆者の個人的な見解である。

(うらべ・ひろゆき/筑波大学大学院)